

京 都 大 学 研 究 者 情 報 整 備 委 員 会 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(構成)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 情報担当の理事 (以下「担当理事」という。)</p> <p>(2) 研究担当の理事</p> <p>(3) 部局長 若干名</p> <p>(4) 情報環境機構長</p> <p>(5) 図書館機構長</p> <p>(6) 総務部長</p> <p>(7) 企画・情報部長</p> <p>(8) 研究推進部長</p> <p>(9) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2 前項第3号及び第9号の委員は、総長が委嘱する。</p> <p>3 第1項第3号及び第9号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、担当理事の任期の終期を超えることはできない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。</p> <p>2 委員長は担当理事をもって充て、副委員長は前条第1項第2号から第5号まで及び第9号の委員のうちから委員長が指名する。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>(構成)</p> <p>第2条 } (同 左)</p> <p>(1) }</p> <p>(2) }</p> <p>(3) <u>図書館担当の理事</u></p> <p>(4) }</p> <p>(5) }</p> <p>(6) }</p> <p>(7) } (同 左)</p> <p>(8) }</p> <p>(9) }</p> <p>(10) <u>附属図書館事務部長</u></p> <p>(11) (同 左)</p> <p>2 前項第4号及び第11号の委員は、総長が委嘱する。</p> <p>3 第1項第4号及び第11号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、担当理事の任期の終期を超えることはできない。</p> <p>4 (同 左)</p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第3条 (同 左)</p> <p>2 委員長は担当理事をもって充て、副委員長は前条第1項第2号から第6号まで及び第11号の委員のうちから委員長が指名する。</p> <p>3・4 (同 左)</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、令和元年11月12日から施行する。</p>